(5) 農林水産事業資金の貸付条件一覧表(令和6年12月31日現在)

	次。	<i>D</i>	括 紹	利 率 /据置期間\	償還期限 /据置期間\	据置期間	貸 付 (融資額か か低い額	融資率のい	額ずれ)	位 西
	資 金	0)	種類	を含む	(を含む)		融資額	(万円)	融資	摘
				(年%)	(年以内)	(年以内)	個 人	法 人	率 (%)	
	農業経	営基盤	 登強化資金	0.85~1.40	25	10	30,000 特認 60,000	100, 000 特認 300, 000	-	認定農業者の農業経営の改善 を図るのに必要な資金
	青年	等 就	農資金	無利子	17	5	3,700 特認 10,000		_	認定新規就農者が新たに農業 経営を開始するのに必要な資 金
							15, 000	50, 000		前向き投資資金:農地,農機 具の取得等に必要な資金
	経営体	頁一	が向き投資	1 10	O.E.	2- 10	1,000	_	80	再建整備資金:制度資金を除 く営農負債の借り換えに必要
	成強化 金	冥 月	再建整備	1. 40	25	3~10	~2,500	4, 000	_	な資金
		信	賞還円滑化				既往の貸付金 金の5年分	をの償還元利 (特認10年分)		償還円滑化資金:制度資金等 の円滑な支払に必要な資金
農	農業	改	良資金	無利子	12	3~5	5, 000	15, 000	-	農業者等の新たな取組みを通 じた農業経営の改善を図るの に必要な資金
	振興山	kt .	補 助	1. 55, 2. 55			_	_		山村振興法又は過疎地域の持 続的発展の支援に関する特別
業	過疎地営改善	域経	非補助	1.40	25	8	1, 300 ~2, 600	5, 200 ~50, 000	80	税的元禄の文禄に関うるぞの経 措置法に基づく農林漁業の経 営改善及び振興に必要な施設 の取得等に必要な資金
<i>></i> 1¢	農林漁業経営資本強化資金			(高) 3.45 ~4.60 (低) 0.50	18~20	8~20	①みなし自己 40%に達する ②10,000 のいずれか低	のに必要な額	_	農林漁業者の財務体質強化を 図るために必要な資本性資金
関	農業基盤整 備資金 補 助 非 補 助		1. 40, 1. 55	5					農地又は牧野の改良、造成、預	
				1.40	25	3~10	_		-	託のための家畜の取得等に必 要な資金
	災害復旧			0.85~1.40			①貸付対象事	 業費の10%		農業基盤整備資金の貸付けと
係	担い手 [・] 金		農地集積資	無利子	25	10	②地元負担額	②地元負担額の5/6 のいずれか低い額		併せて農家負担金の軽減を図 るための資金
	' '	共同	利用施設	1.40, 1.85	15~30	3~5	_	_	80	
	農漁施資	→ 3 8	災害復旧	0.85~1.40						要な資金
	施設金	土形施設	5大臣指定 5	1.40, 1.55	10~25	2~10	3,500 • -	7,000 • -	80 ~100	農業者による農畜舎等農業施設の改良、造成、復旧等に必
			災害復旧	0.85~1.40			1施設あた	: h 300~600		女な貝並
	畜産経営	学理	補 助非補助	1. 40	15~20		3,500 ~12,000	7, 000 ~40, 000	80 ~90	家畜排せつ物の管理の適正化 及び利用の促進に関する法律
	境調和	音 ^塊 推進	升 州 助	1.40		3		10,000	, ,	に基づく処理高度化施設整備 計画又は共同利用施設整備計
	資金		共同利用	1.40	20		_	_	80	画による事業の実施に必要な 資金
	農林漁		ーフティ	0.85~1.40	15	3	一般 特認 年間経	600 営費等の6/12	-	農林漁業経営の維持安定を図 るのに必要な資金
	林業構造改善善事業推進		補 助	1.55, 2.55			_	_		林業・木材産業循環成長対策 交付金実施要領に定める事業 計画等に基づく素材,特用林
林			非補助	1.40	20	3	1, 300 ~30, 000	2,600 ~30,000	80	正産物の生産施設、 産物の生産施設、 加工施設、造林機械、森林レ クリエーション施設等の取得 に必要な資金
業	林業経'	宣 育	森 林 取得·育林	0.85~1.40	20 ~35	20~25	1,000 ~7,000	3, 000 ~100, 000	80 ~100	人工林等の取得, 分収林特別 措置法に規定する分収林契約
関	成資金		生産方式 合 理 化	1. 55	10	2	_	_	80	による立木の取得、森林の保 育等の育林等に必要な資金
係	振興山	村 •	補助	1.55, 2.55			_	_		山村振興法又は過疎地域の持 続的発展の支援に関する特別
	過疎地営改善	域経	非補助	1.40	25	8	1, 300 ~2, 600	5, 200 ~50, 000	80	

(5)農 林 水 産 事 業 資 金 の

	資 金	` ∅	種 類	利 / 据置期		償還期限 (据置期間))	しか低い額			描	
	只 业	<u>د</u> ۷)	1生 炽	を含む	s /	を含む /		融資額	(万円)	融資率	女 加 女	
				(年%	6)	(年以内)	(年以内)	個 人	法 人	(%)		
	農林資金	漁業経営	営資本強化	(高):	4. 60	18~20	8~20	①みなし自 が40%に達 要な額 ②10,000 のいずれかり	するのに必		農林漁業者の財務体質強化図るために必要な資本性資金	
	1	t 林—	補 助 復旧造林	1.40, 0.85~	_	30 ~50	20 ~35	_	_	80	造林に必要な資金	
林	林業基		非 補 助 災害復旧	0.85~ 0.85~	1. 40	30~55 (樹苗15)	(樹苗5)			~100		
NIV.	報告	<u> </u>	財 助 非 補 助 災害復旧	1. 40, 0. 85~	1. 40	20 ~25	3 ~7	_	_	80 100	林道の改良,造成等に必要 資金	
業	資 🗆	利用間	伐等推進		1. 40	20	20	_	_	90 100	1 利用間伐等に必要な資 2 償還円滑化のための資金	
関		伐 採	調整		1. 40	30	30	400	_	_	伐採制限を受けた利用伐期 以上の保安林の維持に必要 資金	
	森材		活性化	無	利子	20~30	20	負担額の2/	7(特認1/2	2, 3/5)	造林資金,利用間伐等推進 に同じ	
係	農材		同利用施設 災害復旧	1.40, 0.85~		20	3	_	_	80	林業者の共同利用に供する 設の改良,造成等に必要な 金	
	 	末 主系 施記	条大臣指定 设	1.40, 1.55 0.85~1.40		3	3	00~100, 000 -	80	林業者による素材・特用林 物の生産施設, 林産物処理 丁施設 造林機械 森林レ		
			災害復旧			10		1施設あたり300~600			工施設, 神産物を発生した。 工施設等の取得等に必要な資施設等の取得等に必要な資	
		漁業セ ト資金	ニーフティ	0.85~	1. 40	15	3	一般 特認 年間経	600 営費等の6/ 12		農林漁業経営の維持安定を るのに必要な資金	
	. علاد جرد	経営改善			1. 55	15	3		00~270, 000 00~ 20, 000			
		経営改 援資金	整備	相惧 容派	1. 40	10~15	3~5 5	1 漁業者 1 年	_ =あたり1,500	80	導入資金及び減船等を実施 るために必要な資金	
			7± 11-	回復	1. 40	15	5		あたり70,000 		1.44年與社刀)+ 海花地+4.6	
漁	過疎	山村・ 地域経 善資金	非補助		2. 55 1. 40	25	8	1, 300 ~2, 600	5, 200 ~50, 000		山村振興法又は過疎地域の 続的発展の支援に関する特 措置法に基づく農林漁業の 営改善及び振興に必要な の取得等に必要な資金	
業	農林資金	農林漁業経営資本強化資金		(高) ~ (低)	4. 60	18	8	①みなし自己資本比率が 40%に達するのに必要な額 ②10,000 のいずれか低い額		_	農林漁業者の財務体質強化 図るために必要な資本性資	
EE.			補助	1. 40,	_						漁港に係る防波堤, 岸壁等 本施設, 補給通信等機能施調	
関	漁業基盤整 備資金		非 補 助 災害復旧	1. 40 0. 85~1. 40		20	3	_	_	80 100	その他漁港の整備に必要な金又は漁場、水産種苗生産を設め、造成等に必要な金と、造成等に必要な金	
係			司利用施設 ("宝須口	1.40,		20	3	_	_	80	漁業者の共同利用に供する 設の改良,造成等に必要な	
	農漁施資	木 主	災害復旧	0.85~ 1.40,				2,	000~60,000	80	金 漁業者による漁具,養殖施記 水産物処理加工施設等の取	
			災害復旧	0.85~	1. 40	15	3	漁船 1,0	あたり300~600 1,000~110,000		等に必要な資金	
	農林	漁業セト資金	ニーフティ	0.85~	1. 40	15	3	一般 特認 年間経	600 営費等の6/12		農林漁業経営の維持安定を るのに必要な資金	

貸 付 条 件 一 覧 表(続)(令和6年12月31日現在)

	Ver	^ 0	t-t- was	利 率 /据置期間\	償還期限 /据置期間\	据置期間	貸 付 (融資額か か低い額	融資率のい	額ずれ)	lebr man
	資	金の	種類	(を含む) (年%)	(を含む)	(年以内)	融資額		融資率	海 要
	3/x -3	We 상징 2014 근무 근	再建整	1.40	(+2/11)	3	個 750 ~3,500	法 1,500 ~4,500	(%)	公庫等が融通する資金を借り 受けたために生じた負債の円
	漢語	業経営安気 金	E //// ///	1.40	15~20		3, 300	3, 000 ~10, 000	_	滑な支払いに必要な資金
			加工流通施設	1.05~1.70	15	3	_	-	80	中山間地域内で生産される農 林畜水産物等の付加価値の向 上と販路の拡大に資する加工 販売施設の取得等に必要な資 金
		山間地域 性化資金	保健機能増進施設	1.05~1.70	15	3	_	_	80	中山間地域内において、農地、森林その他の農林漁業資源を 公衆の保健の用に供するため の施設の設置に必要な資金
加			生産環境 施設	1. 40	25	8	_	_	80	中山間地域内における農業生 産環境施設, 林業生産環境施 設又は漁業生産環境施設の取 得等に必要な資金
	特	定農産力	加工資金	1.05~2.00	25	3	-	-	80	特定農産加工業経営改善臨時 措置法に基づいて行う関税引 下げ等による影響への対応や, 原材料の調達安定化に対応す るための資金
工	水 産 加		工資金	1.05~2.00	25	3	_	_	80	水産加工業法に基づく水産加工業者による指定魚種の食用 及び非食用水産加工に必要な 水産加工施設の取得等に必要 な資金
		卸売市	卸売市場	1.55~2.25	25	5			80	卸売市場に関する基本方針に 基づく卸売市場建物,倉庫,
流		場近代化施設	卸売業者仲卸業者	1.55~2.25	15	3	13, 000~108, 000 · - 3, 900~78, 000 · -		70	令蔵庫,運搬機械,処理加工施設等の市場施設又は卸売業者・仲卸業者施設の取得等に必要な資金
通	食品流		食品等生 産販売提 携型施設	0.85~1.85	25	3	-	-	80	食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律理化 引の適正化に関する法律理化 可いて行う食品等流通合理化 事業(食品等生産販売提携型) の実施に必要な集出荷施設, 処理加工施設,保管配送施設 又は販売施設の取得等に必要 な資金
関	通改善資金	食品等合理化施設	食品等生 産製造提 携型施設	0.85~1.85	25	3	_	-	80	食品の合物を表現の一般を表現を表現の一般を表現の一般を表現の一般を表現の一般を表現の一般を表現の一般を表現の一般を表現の一般を表現を表現の一般を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を
係			卸売市場 機能高度 化型施設	0.85~1.85	25	3	_	-	80	食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律に基づいて行う食品等流通合理化事業(卸売市場機能高度化型)に必要な品質管理保全施設,情報処理施設の取得,営業の譲受け,出資等に必要な資金
	食資金		合施設整備	1.05~2.20	15	3	_	_	40 ~80	動植物性残さを原材料として利用する加工等,食品の流通機能の高度化等,食品の製造等の新規事業等,新用途米穀の製造等に必要な資金

(5) 農林水産事業資金の貸付条件一覧表(続)(令和6年12月31日現在)

Mee A on Talk Mari				alterne.	利 率 /据置期間	償還期限	貸付限度額 (融資額か融資率のいずれ) か低い額以内 融資額(万円) 融資					like TTT	
	資 金	0)	種	類	を含む	(を含む)		融	資額	(万円))	ITIA 54	摘 要
					(年%)	(年以内)	(年以内)	個	人	法	人	率 (%)	
bu	新規月	月途事	事業等	等資金	1.55~1.95	5 15	3		-		-	80	特定農林畜水産物について行 う事業で,新規の用途又は加 工原材料用の新品種の採用に 必要な資金
/311	塩	業	資	2	1.35~2.25	5 20	3		-		-	40 80	製塩施設の取得等に必要な資 金
工流	農業競金	争力	強化	支援資	1.05~1.55	5 20	3		_		_	80	農業競争力強化支援法に基づいて行う事業再編の実施に必要な施設の取得等,他の事業者の株式若しくは持分の取得,他の事業者の株式若しくは持分の取得,他の事業者との資本提携による支配関係の構築のための出資に必要な資金
通関	農林水基盤強			品輸出	0.85~2.50) 25	3		-		_	80	農林水産物及び食品の輸出の 促進に関する法律に基づく認 定輸出事業計画に必要な施設 物出事業の実施に必要な施設 の取得,他の事業者への出資, 費用の支出等に必要な資金
係	スマー促進資		業技	術活月	0.85~1.75	5 25	5		_		_	80	農業の生産性の向上のための スマート農業技術の活用の促 進に関する法律に基づく認定 を受けた生産方式革新実施 画又は開発供給実施計画に 従って行う施設の取得等に必 要な資金

[〔]参考〕 1. 財投金利 1.40% 2. 長期プライムレート 1.90%